

生活支援クーポン券取扱店ご登録の際

必ずお読みください

1. お取扱店は次のことを守ってください。

- ① 取引において商品券の受け取りを拒まないでください。
- ② 使用済み商品券を再使用したり、他の人に譲渡したりしないでください。
- ③ 使用期限を過ぎた商品券を受け取らないでください。
- ④ 不正や間違い防止のため、商品券を受領したら直ちに裏面に店名を記入して下さい。スタンプ可。
- ⑤ 商品券の額面に利用が満たない場合は、釣銭はださないでください。
- ⑥ 上記①～⑤等、違反行為が発覚した場合は換金を停止するとともに取扱店の承認を取り消すと同時に取扱店を公表し、商品券を利用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものとします。また、違反によりその他損害が発生した際は、その額も負担していただきます。

2. 商品券Q&A

- ① 取扱店かどうかはどうやって見分けますか。→ 登録されたお店にはチラシやポスターなどをお渡ししますので店頭に表示してください。
- ② 発行日と、使用開始日はいつですか。→使用開始日は各世帯に配布後となります。
(使用開始日は **10** 月 **1** 日を予定しております。)
- ③ 枚数は決まっていますか。→対象者(村民)一世帯あたり 1 冊 (**1,000** 円 **10** 枚綴り **10,000** 円) までです。
- ④ 使用期限以降も商品券で買い物に來たり、使い残しや換金残しが後からみつかったりした場合はどうなりますか。→使用期限は令和 **7** 年 **12** 月 **31** 日です。それ以降は商品券を受け付けしないで下さい。換金請求書の提出期限は令和 **8** 年 **1** 月 **30** 日ですので、これ以降は換金請求書の受付は致しません。
- ⑤ おつりは渡しますか。→いいえ。おつりはださないでください。
- ⑥ 取扱店登録や換金に手数料はかかりますか。→ かかりません。
- ⑦ 換金は随時受け付けていますか。→ 休日・祝祭日以外は、伊是名村役場商工観光課(仲田港ターミナル内)にて随時受付しております。
- ⑧ 村営のフェリーや公共料金には使えませんか。→ 原油価格及び物価高騰による家計負担軽減が目的ですので、村の公営サービスにはご利用いただけません。

上記の内容は「令和7年度伊是名村生活支援クーポン券交付実施要綱」(令和7年)に基づくものです。
要綱は村ホームページなどで公開する予定ですのであわせてご確認ください。
お問い合わせ先: 伊是名村役場商工観光課 0980-45-2534